

低所得の高齢者向け 年金生活者等支援 臨時福祉給付金 未申請の方へ申請書を送付 申請期限 7/15(金)

一億総活躍社会の実現に向けて、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者等を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)」を対象となる方に支給しています。

すでに対象となる可能性のある方へ申請書を送付しましたが、5月20日時点で申請書の到着が確認できていない方に、6月7日(火)から申請書を再度送付します※申請書を提出された方にも行き違いで届く場合があります。

給付金の支給はお一人一回のみです。また、申請書が届いても対象外となる場合や、課税状況等により申請書が届かない可能性があります。ご不明な点は、コールセンターへお問い合わせください。

【申請期限】
7月15日(金)消印有効
※期限までに提出されない場合は、給付金の支給はできません。
※申請から給付金の振込みまでに1〜2か月ほどかかります。

平成28年度の各種税証明 6月13日(月)から発行

平成28年度の特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明書は、6月13日(月)から区民課税合窓口(区役所2階4番)各出張所・豊洲特別出張所で取り扱います。証明書自動交付機

委任状の記載例

委任する方がすべてご記入ください

委任状

江東区長 殿

平成 年 月 日

委任者 住 所 _____
証明する年度の1月1日の住所 _____

氏 名 _____ (印)
昼間の連絡先 _____

私は下記の者を代理人として、委任事項欄の権限を委任します。

委任事項：平成 年度 住民税課税・非課税証明 通
平成 年度 住民税 納税証明 通

代理人 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 M・T・S・H 年 月 日 男・女

不審な電話やメールにご注意を

不審な電話やメールを受けたとの声が区内で寄せられています。区が皆さんに次のようなお願いをすることはありません。

○銀行・コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いする

○ATMを自分で操作して、給



▲区がお送りする申請書が入った封筒

65歳以上の方に通知書を送付

平成28年度の年間保険料額が、6月に確定する住民税の合計所得金額に基づき決定します。

6月14日(火)に「介護保険料額決定通知書」を、65歳以上の方全員に送付します。

詳細は、同封する「介護保険料」をご覧ください。

介護保険料が決定 6/14(火)送付

平成28年度の年間保険料額が、6月に確定する住民税の合計所得金額に基づき決定します。

6月14日(火)に「介護保険料額決定通知書」を、65歳以上の方全員に送付します。

詳細は、同封する「介護保険料」をご覧ください。

特別徴収と普通徴収の2つの方法があります。

【特別徴収】
老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年金からの差し引きで納めていただきます。

ただし、65歳になられたばかりの方、他の市区町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収で納めていただきます。

特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替等による納付となります。

1年間分(6月分〜翌年3月分まで)の納付書をまとめてお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。

未納の保険料がある方はご相談を

介護保険は、介護を社会全体で支える制度です。保険料を納めないでいると、滞納期間に応

住民税の税額が決定 納税通知書を6月13日(月)発送

平成28年度住民税(特別区民税・都民税)が課税される方に、税額決定の通知書を6月13日(月)に発送します。

【納期】
6月30日(木)(第一期)、8月31日(水)(第二期)、10月31日(月)(第三期)、平成29年1月31日(火)(第四期)

※給与からの引き落とし(特別徴収)分は、会社等(特別徴収義務者)を通じて別途通知され

年金からの引き落とし(特別徴収)

平成27年中に公的年金等の支給を受け、介護サービスを利用する際に利用者負担を3割に引き上げたり、高額介護サービス費を支給しないなどの措置をとる場合があります。納付が困難な場合は、分割納付等の方法がありますのでご相談ください。

なお、徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問する場合があります。徴収嘱託員は江東区の発行する身分証明書を必ず携帯しています。

病気療養中等で外出が困難な方には、ご自宅まで徴収に伺いますので、ご連絡ください。

公的年金からの住民税の徴収方法

徴収月	6月(第1期)・8月(第2期)	10月・12月・平成29年2月
徴収額	各月、年税額の1/4	各月、年税額の1/6
方法	納付書や口座振替による(普通徴収)	年金からの引き落とし(特別徴収)

昨年度から引き続き対象の方

徴収月	4月・6月・8月	10月・12月・平成29年2月
徴収額	各月、今年2月と同額(仮徴収)	各月、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3(本徴収)
方法	年金からの引き落とし(特別徴収)	

介護保険課資格保険料係

☎(3647)9493
FAX(3647)9466